

意見書案第5号

緊急防災・減災事業債の期間延長を求める意見書（案）

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『緊急防災・減災事業債の期間延長を求める意見書』を別紙のとおり提出する。

令和2年9月29日

京田辺市議会

議長 松村 博司 様

提出者	京田辺市議会議員	久保 典彦
〃	〃	次田 典子
〃	〃	上田 毅
〃	〃	河本 隆志
〃	〃	田原 延行
〃	〃	青木 綱次郎

緊急防災・減災事業債の期間延長を求める意見書（案）

地震、津波、台風、豪雨等の自然災害は、近年、大規模化、多様化、複雑化する傾向にあり、家屋の倒壊、堤防の決壊や河川の氾濫、道路の寸断や橋梁の崩壊、土砂崩れなど、各地で甚大かつ深刻な被害をもたらしている。

こうした災害リスクから国民の生命と財産を守り、我が国の社会・経済活動を将来にわたって維持、発展させるためには、国と地方が一体となり、防災、減災の取り組みをはじめ、もとの生活に早期に復旧するための対策が不可欠となっている。本市においても、様々な防災対策を実施しているが、そのために必要な財源をいかに確保するのかという課題に直面している。

この点で、緊急防災・減災事業債は、起債充当率が100%で、そのうち元利償還金の70%が地方交付税措置となっており、地方自治体にとって極めて重要な財源である。また、指定避難所となる小・中学校体育館へのエアコン設置やトイレの洋式化など多くの事業に活用することが可能となっている。

しかし、この制度は令和2年度をもって終了予定とされており、今後の地方自治体の防災、減災の事業を進める上で大きな不安材料となっている。

よって国におかれては、地方自治体が防災・減災対策にスピード感を持って取り組むことを可能にするため、緊急防災・減災事業債を令和3年度以降も継続することの措置を講じるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（防災）

意見書案第6号

消費税の減税を求める意見書（案）

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『消費税の減税を求める意見書』を別紙のとおり提出する。

令和2年9月29日

京田辺市議会

議長 松村 博司 様

提出者	京田辺市議会議員	岡本 亮一
〃	〃	増富 理津子
〃	〃	青木 綱次郎

消費税の減税を求める意見書（案）

内閣府が発表した今年4月～6月期の国内総生産GDPの速報値は、物価上昇の影響を差し引いた実質で前期（1月～3月期）に比べて7.8%もの大幅なマイナスとなった。今後、この落ち込みが1年間続くと仮定した年率換算では、27.8%もの下落となる。実質GDPが年率で3割近くも落ち込むというのは、2008年のリーマン・ショック以降で最大の落ち込みである。

さらに、費目別で見ると、GDP全体の約6割を占める個人消費は8.2%の大幅なマイナスであり、新型コロナウイルス感染拡大対策として政府が行った4月～5月の緊急事態宣言による外出や営業自粛要請が、個人消費を大きく冷え込ませたことは明らかである。

そもそも、政府が多くの国民の反対の声を無視し、景気が後退していたにもかかわらず財界の要望に沿って2019年10月に消費税率を10%に引き上げたことが問題である。今日の事態は、消費税増税の影響により個人消費が冷え込み、その大打撃から回復しない状況で、コロナ禍が追い打ちをかけたために、さらに深刻な経済不況に拍車をかけたものである。

このような中、いま、イギリスやドイツなど19か国が、コロナ感染の影響による経済悪化の打開策として消費税（付加価値税）の減税に踏み切っている。日本でも、コロナ感染による影響が長期に続くことが予想されており、不況対策として消費税減税を直ちに実施することが求められている。

よって国及び政府においては、国民の暮らしと営業を守るために消費税の減税を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣